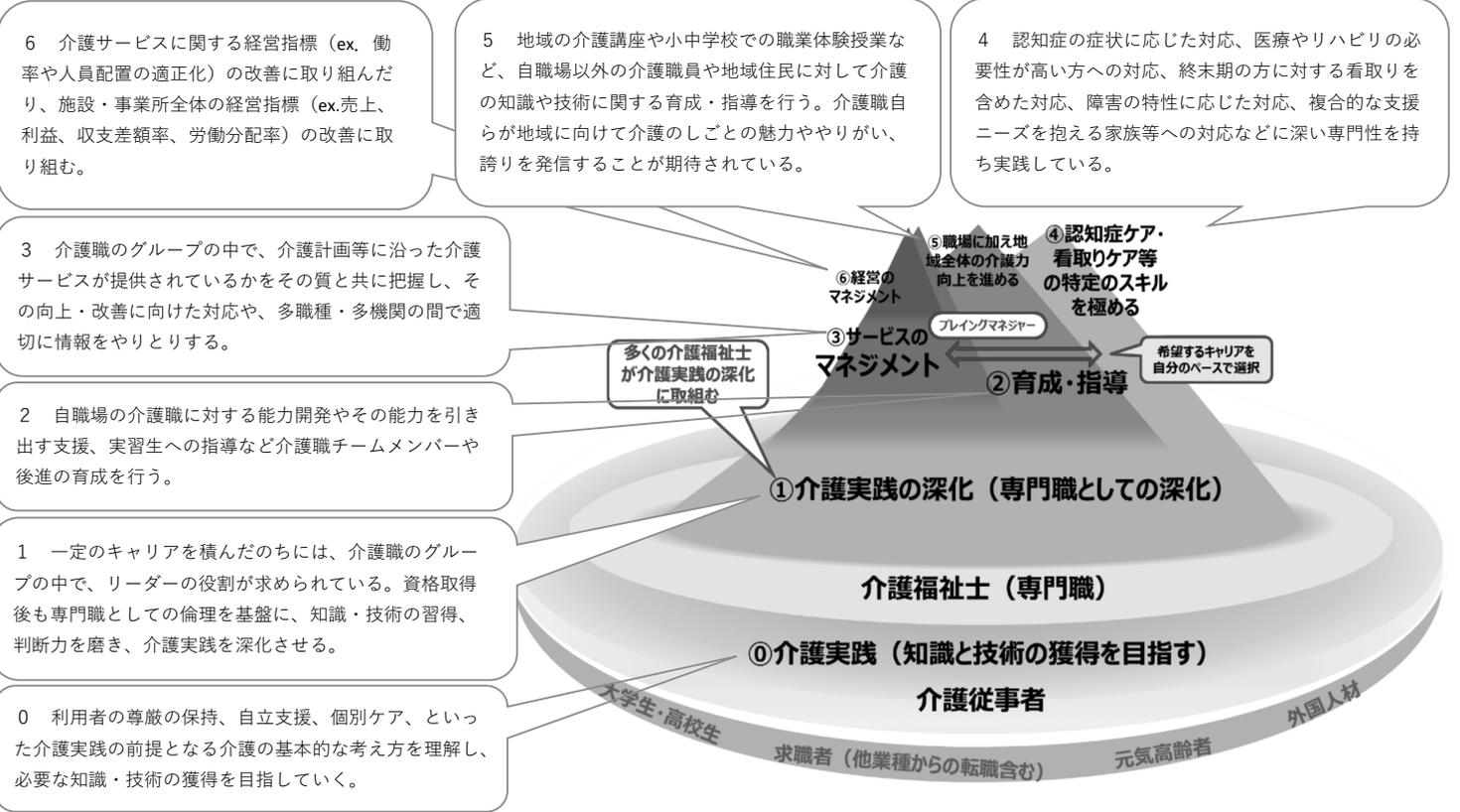


三訂 介護福祉士養成実務者研修テキスト（令和6年6月発行初版） 正誤・新旧対照表

巻	頁	行数・図表番号等	誤・旧	正・新
1	48	上から11行目	<u>地域密着サービス</u>	<u>地域密着型サービス</u>
1	48	上から13行目	<u>定期巡回・随時対応サービス</u>	<u>定期巡回・随時対応型サービス</u>
1	51	下から4行目	<u>介護サービスの加入者（被保険者）は、</u>	<u>介護保険制度の加入者（被保険者）は、</u>
1	68	表9 <u>地域支援事業</u>	<u>介護予防・生活支援サービス事業</u>	<u>サービス・活動事業</u>
	85	図4 <u>地域支援事業</u>		
	86	上から8行目～		
	87	上から5行目		
	93	図8 <u>総合事業</u>		
9	39	図1 <u>下から9行目</u>		
1	71	上から7行目	<u>複合型サービス</u>	<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
1	76	側注91)上から2行目	<u>介護保険法第17条の4</u>	<u>介護保険法施行規則第17条の4</u>
1	77	上から7行目	<u>⑧地域密着型介護老人福祉入所者生活介護</u>	<u>⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>
1	93	上から8行目	<u>認定審査会</u>	<u>介護認定審査会</u>
1	93	図8 <u>介護給付</u>	<u>介護療養型医療施設</u>	(削除)
1	100	下から14行目	<u>地域密着型事業者、</u>	<u>地域密着型サービス事業者、</u>
1	103	上から3行目	<u>指定居宅サービス費</u>	<u>居宅介護サービス費</u>
1	120	上から16行目	<u>④看護師・准看護師</u>	<u>④看護師・准看護師</u>
1	129	側注 下から1行目	<u>3親等</u>	<u>2親等</u>
1	131	表2	80,38 (平成13年_世帯類型_父子世帯)	80 (平成13年_世帯類型_父子世帯)
1	131	表2	343 (平成13年_世帯類型_その他世帯)	38,343 (平成13年_世帯類型_その他世帯)
1	138	下から6行目	<u>介護予防・生活支援総合事業</u>	<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>
1	200	下から6行目～	子ども基本法（2023<令和4>年）等が	子ども基本法（2022<令和4>年）等が
1	201	上から5行目	2023（令和4）年には、	2023（令和5）年には、
2	26	図4_タイトル	<u>介護人材の目指す姿</u>	<u>介護人材確保の目指す姿</u>
2	26	図4_現状・目指すべき姿	<u>就職していない女性</u>	<u>就業していない女性</u>
3	43	上から7行目	<u>基本的欲求には、</u>	<u>基本的要求には、</u>
3	133	図4_現状・目指すべき姿	<u>就職していない女性</u>	<u>就業していない女性</u>
4	49	上から6行目	<u>日常生活基本動作（ADL）</u>	<u>日常生活動作（ADL）</u>
5	81	介護情報2_食事_上から1行目	<u>左手で</u>	<u>右手で</u>
6	12	下から8行目	<u>下肢三頭筋</u>	<u>下腿三頭筋</u>
6	81	下から10行目	<u>無条件刺激</u>	<u>中性刺激</u>
6	202	コラム2_タイトル コラム2_資料出所	<u>健康づくりのための睡眠指針2023</u>	<u>健康づくりのための睡眠ガイド2023</u>
7	224	上から8行目	<u>認知を</u>	<u>認知症を</u>
7	279	上から5行目	(p.160)	(p.161)
7	303	上から11行目	<u>床に</u>	<u>床に</u>
8	184	下から2行目	<u>地域生活促進事業</u>	<u>地域生活支援促進事業</u>
8	199	右列 下から13行目	<u>自閉症スペクトラム症</u>	<u>自閉スペクトラム症</u>
9	42	表2 側注	(追加) ※なお、厚生労働省が平成23年に発出した「ストーマ装具の交換について」（医政医発0702第2号）により、肌に接着したストーマ装具の交換については医行為に該当しないとされた。	
9	43	表3 上から7行目	(追加) <医師等の確認・指導および本人・家族からの依頼があれば行えるもの>	
9	64	図3_3 上から2行目	<u>AED以来</u>	<u>AED依頼</u>
9	135	下から5行目	<u>無意識</u>	<u>無意識</u>
9	320	図3 STEP 2 上から2行目	<u>介護職員</u>	<u>看護職員</u>

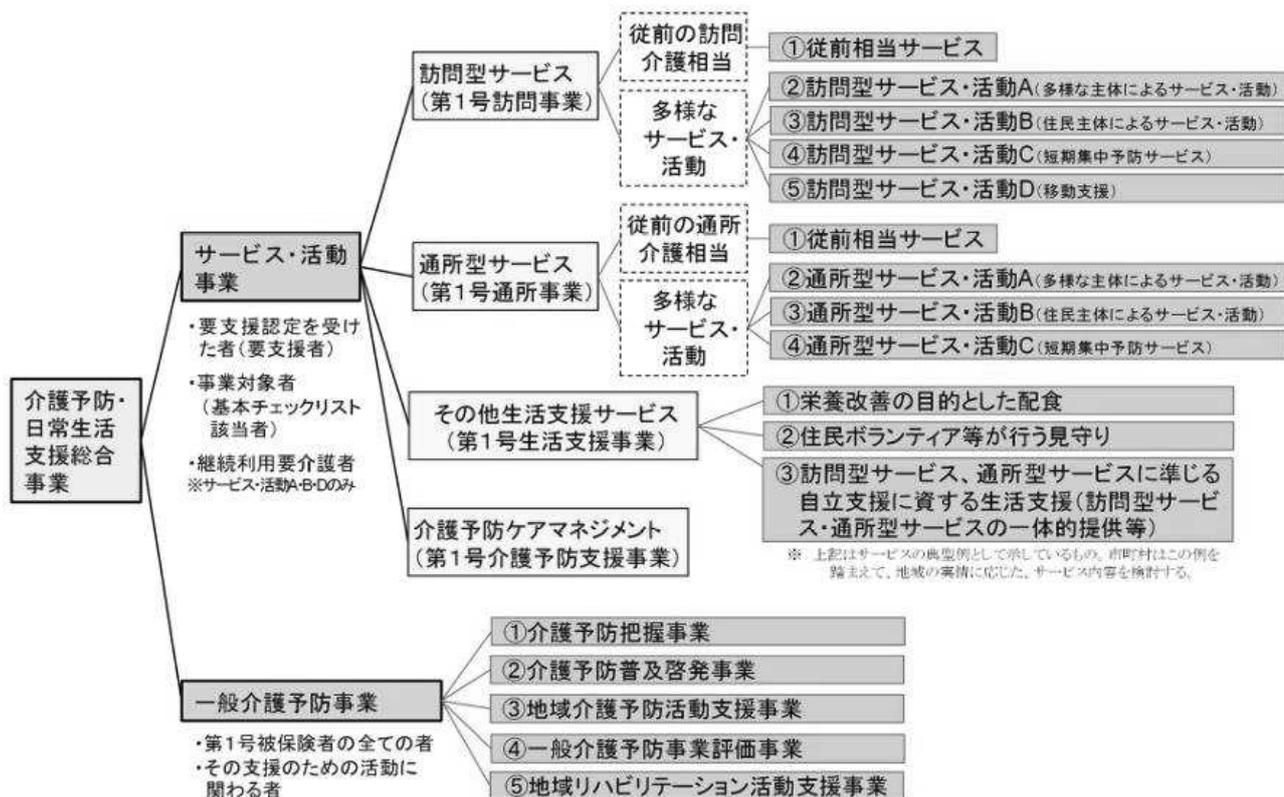
介護人材確保の目指す姿は、「まんじゅう型」から「富士山型」へと転換されましたが、さらに「富士山型」から「山脈型」へと、厚生労働省は介護職のキャリアパスの在り方のモデルチェンジを図ります。
従来の富士山型では、介護職への多様な人材の参画を促すため、裾野を広げるとともに山頂に向かいより専門性の高い人材の育成を目指していましたが、さらに「山脈型」とすることにより、キャリアパスの目指す方向性をライフステージに応じ「育成・指導」や「サービスのマネジメント」の能力を備えた上で、「認知症ケア・看取りケア等の特定のスキルを極める」「現場に加え地域全体の介護力向上を進める」「経営のマネジメント」など、職員の意向や職場のビジョン等を踏まえた複数の到達点を持つキャリアパスモデルとし、人材の離職防止や定着促進を図ることとしています。



2巻P26、3巻P133 追加参考資料

出典：令和5年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業」報告書(令和6年3月：株式会社日本能率協会)より引用・一部編集

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



1巻P86 図5「介護予防・日常生活支援事業の構成例」追加資料

資料出所：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(令和6年8月5日)